

中小漁業融資保証法の一部改正について

(5 1. 6. 1 - 5 1 水漁第 2 8 8 6 号)
水産庁長官発、各知事
各基金協会あて

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭和 5 1 年法律第 4 4 号。以下「改正法」という。）が第 7 7 回国会において成立し、昭和 5 1 年 6 月 1 日に公布され、その一部は同日から施行された。これに伴い中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令（昭和 5 1 年政令第 1 3 4 号）も同日に公布され、同日から施行されたところである。

ついては、中小漁業融資保証保険制度の運営に当たっては、下記事項を了知の上、その適正かつ円滑な運営を図られたい。

記

第 1 緊急融資資金の保険のてん補率の引上げ

1 てん補率の引上げ

漁業再建整備特別措置法（昭和 5 1 年法律第 4 3 号）第 8 条第 1 項に規定する資金（以下「経営維持安定資金」という。）その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国の助成に係る利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するもの（以下「緊急融資資金」という。）については、当該資金の性格にかんがみその円滑な融通を確保するため、その保証保険及び融資保険のてん補率が一律に 8 割に引き上げられた。

(中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号。以下「法」という。))

第76条の3, 第108条の10, 第109条第3項及び改正法附則第4条)

2 保険料率の優遇措置

緊急融資資金に係る漁業者の負担の軽減を図るため、保証保険及び融資保険の保険料率については、公害防止資金及び災害資金の保険料率と同程度の引下げを図る観点から次のとおり定められた。(中小漁業融資保証法施行令(昭和28年政令第16号)第6条及び第9条)

漁業信用基金協会(以下「基金協会」という。)においてもこれに応じて、保険料率の優遇措置が保証料率に反映されるよう配慮されたい。

(単位: パーセント)

保険期間 保険種類	3年未満		3年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上	
保証保険	0.6		0.36		0.34		0.32		0.31	
融資保険	1.03		0.62		0.58		0.54		0.52	

3 主務大臣の指定

緊急融資資金のうち主務大臣が指定する資金としては、次の資金が指定された。(中小漁業融資保証法に基づく緊急融資資金の指定について(昭和51年6月1日付け51水漁第2885号大蔵事務次官・農林事務次官依命通達))

漁業用燃油対策特別資金融通助成事業実施要領(昭和51年6月1日付け51水漁第2788号農林事務次官依命通達)第2の漁業用燃油対策特別資金

4 出資助成

緊急融資資金(漁業経営維持安定資金及び漁業用燃油対策特別資金)の円滑な融通を図るため、保証保険のてん補率を一律に8割に引き上げるとともに、これら資金に係る基金協会に対する都道府県出資について国庫助成を行うこととしているので、都道府県においては基金協会に対し積極的に追加出資を行うよう特段の御配慮をお願いしたい。また、漁業者の負担を軽減するためには、関係金融機関の追加出資も必要であるので、金融機関に対する十

分な指導を併せ願います。

なお、都道府県出資に対する国庫助成については、別途通達する。

第2 中小漁業融資保証保険特別会計による保証保険業務の中央漁業信用基金への移行等

中小漁業融資保証保険制度の一層の円滑かつ機能的な運営を図るため、現在中小漁業融資保証保険特別会計で行っている保証保険業務を中央漁業信用基金に行わせ、これに伴い同特別会計を廃止するとともにその資産（約27億円）を含め、一切の権利義務を中央漁業信用基金に承継させることとされている。（法第108条の2、改正法附則第2条及び第3条）

これらに係る改正規定は、改正法附則第1条ただし書の規定に基づき、改正法の公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっているが、当該政令で定める日については昭和52年1月1日とする予定である。

保証保険業務の中央漁業信用基金への移行後における保証保険に係る条件は、現在特別会計で行っている保証保険に係る保険関係の条件と全く同一の内容とする予定であるがその詳細については、上記政令が公布された時点で別途通達する。